

浄化槽設備・維持管理業者の皆様への注意事項について

- ①浄化槽補助申請時、既設管に接続する場合でもそれぞれの管理者に協議のうえ、管理者の指示に従ってください。（占有許可等を得ること。）
- ②浄化槽の機種変更等があった場合は「浄化槽設置補助金計画変更申請書」を提出すること。
- ③ブロワ等に浄化槽維持管理業者の住所・氏名と連絡先を表示すること。
- ④浄化槽の使用を廃止した場合は「浄化槽使用廃止届出書」を提出（4部）すること。

⑤浄化槽工事完了時の添付書類等について

- 工事写真については、工事状況写真の黒板に見えるよう年月日入りで、特に書類との日付を間違いのないように記載すること。また、宅内処理工事状況写真又は放流先状況写真も忘れずに提出すること。
- 宅内配管工事については、排水管がどの設備から出ているのか設備名を黒板に記入し、配管の全体像が分かる全体写真も撮影すること。
- 単独浄化槽又はくみ取り槽撤去については、汲み取り清掃、解体撤去、積み込み・処理場搬入の状況が分かるように撮影すること。
(※工事写真にて検査を行うので写真が無いと検査合格を出せないため、補助が出ない場合があるので、写真の撮り忘れは絶対にないように注意すること。)
- 浄化槽等の位置に変更があった場合は変更後の竣工図面を提出のこと。
- 工事完了時に浄化槽を使用していない場合は、使用開始後に必ず連絡をすること。

⑥浄化槽の維持管理の周知及び指導について

浄化槽管理者に対して当該浄化槽の使用及び維持管理の方法等について周知するとともに必要性について指導すること。

(真岡市浄化槽指導要綱第6の2)

※特に浄化槽法11条検査の受検と保守点検及び清掃

真岡市浄化槽指導要綱（抜粋）

第3 浄化槽の設置等に関する基準

浄化槽を設置しようとする者は、次の各基準を満足すること。

3 構造等

- ③ 浄化槽の見えやすい箇所に容易に消えない方法で、浄化槽工事業者の住所、氏名、設置年月、処理方式及び処理能力の表示をすること。

ただし、法第13条の規定により型式の認定を受けた浄化槽（以下「国土交通大臣型式認定浄化槽」という。）にあつては、処理方式及び処理能力の表示を省略することができる。

第6 浄化槽関係業者の責務

次に掲げる浄化槽関係業者は、浄化槽の設置等にあつては関係法令及びこの要綱を遵守するとともに、次の事項を行うこと。

2 浄化槽工事業者

- ① 合併処理浄化槽の普及促進に努めること。
- ② 浄化槽管理者に対して当該浄化槽の使用及び維持管理の方法等について周知すること。
- ③ 浄化槽管理者から法第7条の規定による設置後の水質検査に係る手続の委託を受けること。
- ④ 浄化槽工事の完了後すみやかに、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽保守点検業者に使用開始直前の保守点検の実施時期について連絡し、かつ、使用開始直前の保守点検に立ち合うこと。
- ⑤ 浄化槽の工事を完了した場合は、浄化槽工事完了報告書（別記様式第7号）2部を社団法人栃木県浄化槽協会の支部を経由して市長に提出すること。
- ⑥ 浄化槽使用開始報告書を浄化槽管理者に代行して市長に提出すること。

3 浄化槽保守点検業者

- ① 規則第5条第1項の規定による使用開始直前の保守点検を浄化槽管理者及び浄化槽工事業者の立ち合いで行うこと。
- ② 浄化槽管理者から法第11条の規定による定期検査に係る手続の委託を受けること。
- ③ 浄化槽管理者に対して浄化槽の適正な使用方法及び維持管理の必要性について指導すること。
- ④ 浄化槽清掃業者と緊密な連携を図ること。
- ⑤ 浄化槽管理者等と委託契約を締結すること。